

平成30年度 第1回  
(2018年度)

吹田市都市計画審議会

日 時 平成30年10月1日(月) 午後2時00分  
場 所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

吹田市都市計画室

平成30年度第1回都市計画審議会会議録

平成30年10月1日

○菅参事 皆様、それでは定刻より少し早いですが、ただいまから平成30年度第1回吹田市都市計画審議会を開催させていただきます。開会に当たりまして副市長の辰谷よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○辰谷副市長 副市長の辰谷でございます。本年度第1回となります都市計画審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は公私ともにご多忙の中、また昨日は台風24号の来襲ということで、きょうはこんなにすばらしい天気になりましたが、いろいろとご多忙のところ、本当にこの審議会にご出席賜りましてありがとうございます。

また、委員の皆様方には、平素から本市行政の推進に格別なご理解、ご協力を賜り心よりお礼申し上げますとともに、このたびも本審議会の委員の就任につきまして、快くお受けしていただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

本審議会では、都市計画に関する重要事項につきまして、対局のお立場からご意見、ご助言をいただきたいと存じております。平成31年3月までの任期の間どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、また後ほど説明させていただきますが、円山町地区の地区計画の決定と千里丘北区の都市計画の変更についての諮問案件が2件と、あと報告事項が1件ございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○菅参事 ありがとうございました。

本日の議事案件といたしましては、会長の選任、議案第1号、第2号及び立地的適正化計画の軽微な変更及び改定予定についての報告事項を予定いたしております。

会長が選任されるまでの間、私、事務局の都市計画室の菅が議事の進行をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に本日の資料のご確認をさせていただきます。本日の審議会の諮問書案件、議案第1号から第2号、モノクロ刷り紐綴じ資料、北部大阪都市計画地区計画（円山町地区）の決定（吹田市決定）案及び北部大阪都市計画地区計画（千里丘北地区）の変更（吹田市決定）案の資料につきましては、先に郵送等でお配りさせていただいております。

続きまして、お席に配布させていただいております資料としまして、本日の次第、座席表、委員名簿、吹田市都市計画審議会条例及び施行規則、傍聴に関する取扱要領、報告事項、吹田市立地適正化計画の軽微な変更及び改定予定についての報告案件の資料、都市計画マスタープラン及び吹田の都市計画の冊子でございます。以上でございますが、お手元がない資料がございましたら、お持ちをさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、初回の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。最初に学識経験者の委員の皆様でございます。岡委員でございます。

○岡委員 関西大学の岡と申します。よろしくお願いいたします。

○菅参事 柏原委員でございます。

○柏原委員 柏原でございます。よろしくお願いいたします。

○菅参事 上甫木委員でございます。

○上甫木委員 上甫木でございます。よろしくお願いいたします。

○菅参事 澤木委員でございます。

○澤木委員 澤木でございます。よろしくお願いいたします。

○菅参事 堀田委員でございます。

○堀田委員 商工会議所からさせていただいております。堀田でございます。よろしくお願い申し上げます。

- 菅参事 吉田栄司委員でございます。
- 吉田栄司委員 関西大学吉田でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 吉田俊之委員でございます。
- 吉田俊之委員 農業委員会の吉田でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 次に、市議会議員の委員の皆様でございます。後藤委員でございます。
- 後藤委員 後藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 浜川委員でございます。
- 浜川委員 浜川でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 井上委員でございます。
- 井上委員 井上でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 馬場委員でございます。
- 馬場委員 馬場です。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 梶川委員でございます。
- 梶川委員 梶川でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 橋本委員でございます。
- 橋本委員 よろしく申し上げます。
- 菅参事 松谷委員でございます。
- 松谷委員 松谷です。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 倉沢委員でございます。
- 倉沢委員 よろしく申し上げます。
- 菅参事 上垣委員でございます。
- 上垣委員 上垣です。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 次に、関係行政機関の委員の根未委員でございます。
- 根未委員 根未でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 次に、市民委員の皆様でございます。今泉委員でございます。

- 今泉委員 今泉です。よろしくお願いします。
- 菅参事 瀧澤委員でございます。
- 瀧澤委員 瀧澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 なお、本日、宇佐美委員は欠席とのことでご連絡をいただいております。  
続きまして、市の出席者をご紹介させていただきます。副市長の辰谷でございます。
- 辰谷副市長 辰谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 菅参事 都市計画部長の乾でございます。
- 乾部長 乾でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 菅参事 住宅政策・拠点整備担当理事の上野でございます。
- 上野理事 上野でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 都市計画部次長の船木でございます。
- 船木次長 船木でございます。よろしくお願いします。
- 菅参事 都市計画室長の松本でございます。
- 松本室長 松本でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 都市計画室参事の大椋でございます
- 大椋参事 大椋でございます。よろしくお願いします。
- 菅参事 都市計画室主幹の渡辺でございます。
- 渡辺主幹 渡辺でございます。よろしくお願いします。
- 菅参事 同じく主幹の檀野でございます。
- 檀野主幹 檀野でございます。よろしくお願いします。
- 菅参事 同じく主査の田中でございます。
- 田中主査 田中でございます。よろしくお願いいたします。
- 菅参事 同じく主任の井ノロでございます。
- 井ノロ主任 井ノロでございます。よろしくお願いします。
- 菅参事 同じく主任の井戸でございます。

○井戸主任 井戸でございます。よろしくお願いいたします。

○菅参事 次に、本日の議案に関連いたしまして出席させていただいております計画調整室室長の武田でございます。

○武田室長 武田でございます。よろしくお願いいたします。

○菅参事 同じく参事の梶崎でございます。

○梶崎参事 梶崎でございます。よろしくお願いいたします。

○菅参事 同じく参事の尾割でございます。

○尾割参事 尾割でございます。よろしくお願いいたします。

○菅参事 同じく主幹の平井でございます。

○平井主幹 平井でございます。よろしくお願いいたします。

○菅参事 同じく主任の山本耕平でございます。

○山本耕平主任 山本でございます。よろしくお願いいたします。

○菅参事 最後に、私、都市計画室参事の菅でございます。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

本日、委員20名のうち半数以上のご出席をいただいておりますので、吹田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

それでは、会長選任の案件でございます。皆様お配りしております委員名簿、審議会条例等をご参照ください。会長につきましては、吹田市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により定めることとなっております。どなたか立候補もしくはご推薦があればお願いいたします。ございませんでしょうか。柏原委員お願いいたします。

○柏原委員 僭越ですけれども、私といたしましては、大変経験豊富な関西大学の吉田栄司委員に引き続きお願いしたいと思います。大変お忙しいでしょうけれども、これまでの確なご判断をいただいておりますので、皆様いかがでしょうか。

○菅参事 皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○菅参事 ありがとうございます。

ただいま柏原委員のほうから吉田栄司委員に会長にご推薦をいただきましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○菅参事 ありがとうございます。

では、委員の皆様から異議なしとご賛同をいただきました。従いまして、吹田市都市計画審議会会長に吉田栄司委員を選出したいと存じますが、吉田栄司委員お引き受けいただけますでしょうか。

○吉田栄司委員 はい。拙い議事運営になろうかと思いますが、皆様のご協力をいただいで引き続きお引き受けさせていただけるのであれば、させていただきたく思います。よろしく願いいたします。

○菅参事 ありがとうございます。

それでは、会長が決まりましたので吉田栄司委員には会長席にご移動いただきます。

これからの議事進行を吉田会長にお願いしたいと存じます。吉田会長どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田会長 改めましてですが、初めての委員もおられるやにも伺っておりますので、簡単に自己紹介です。関西大学法学部、ご存じの方多いでしょうが、関大、吹田以外に高槻と堺にもキャンパス持っておりますが、中心は大正時代に大阪市内から移ってきたこの千里山キャンパスでして、ここに13学部中10学部があります。一番古いとか法律学校としてつくられたということもあって古いわけですが、私は関西大学に赴任してもう31年以上経過します。法学部教授会は今54いまして、学生総数3,000ぐらいを抱えていますが、そこで憲法を講義する立場です。前回お引き受

けさせていただいて、なかなかおもしろいし難しいなというなことも多々経験しておりますが、引き続きさせていただこうかと思えます。皆様よろしくお願ひいたします。そうしましたら、座ったままで恐縮ですが、お手元の資料、次第の3枚目、吹田市都市計画審議会条例の4条で今私改めまして委員の選挙、学識経験者の中からということで選出していただいたんですが、その3項に、私会長に事故があるとき、又は欠けたときということで、職務代行者、職務代理者、これを指名するということが手続として必要になっております。私としては、前回同様、同じく学識経験者の中の大阪大学の澤木先生に職務代理者を、私に何かあったときということでお願ひをいたしたいと思いますけども、指名させていただいてよろしいでしょうか。

○澤木委員 はい。

○吉田会長 そうしましたら、私のほうから指名させていただいたということで記録にとめていただきたく思えます。

そうしましたら、改めまして審議会、今年度ということですが、30年度の第1回、10月まで入り込んでおりますが、今年度の第1回ということで、本日、冒頭副市長ご披露いただきましたように議案2件をいただいております。その委嘱というの、どうしていただくことになるのでしょうか。

○菅参事 これより副市長の辰谷より吉田会長へ、本日ご審議いただきます案件につきまして諮問書をお渡しさせていただきます。

○辰谷副市長 よろしくお願ひします。

○吉田会長 はい、お引き受けさせていただきます。ありがとうございます。

そうしましたら、早速ですが、澤木先生に代理者になっていただいたということで、正式に発足、動き出すということです。まず、お手元の資料、議案第1号、今委嘱を受けましたが、2つございまして、さらに報告事項が1つあるということです。その前に傍聴の方がおられるか否か確認させてください。

○菅参事 はい、2名いらっしゃいます。

○吉田会長　　そうですか。では、いつものようにお入りいただきましょうか。

（傍聴人　入室）

○吉田会長　　今、2名の方傍聴ということでお入りいただきました。私、当審議会の改めての審議会長となりました関西大学の吉田と申します。議事進行中はご静粛に傍聴願いたく思います。よろしくお願ひします。

　　では、早速ですが、議事に入らせていただくと。議案第1号北部大阪都市計画地区計画（円山町地区）の決定（吹田市決定）について、お諮りをしたい。内容説明を事務局のほうからお願いいたします。

○田中主査　　都市計画室の田中でございます。よろしくお願ひいたします。まず、議案第1号北部大阪都市計画地区計画（円山町地区）の決定（吹田市決定）について、ご説明をさせていただきます。失礼ですが、座ってご説明をさせていただきます。

　　そうしましたら、議案書にてご説明をいたしますので、お手元の議案書の議案第1号1ページをごらんください。なお、スクリーンの左上にお示ししております数字は議案書の該当ページとなります。

　　こちらにお示ししておりますのは、具体的な円山町地区地区計画の決定の計画書でございます。表の上より、名称、位置、面積がございまして、地区全体の目標がございまして、本地区は、企業施設跡地が民間住宅開発により宅地造成され本格的な住宅地の形成が、計画的な市街地の形成が求められる地区でございます。また、緑豊かな丘陵地にある本地区は、全域が風致地区に指定されている場所でもございます。本地区では周辺と調和のとれた戸建ての低層住宅地として緑豊かでゆとりある良好な住環境の形成を図ることを目標としております。この目標を実現するための方針、こちらにつきましては土地利用と建築物等の整備の2つの方針を掲げております。土地利用の方針では、緑豊かでゆとりある戸建ての低層住宅が立地する地区として、周辺と調和のとれた良好な住環境の形成を図ることとしております。

建築物等の整備の方針は、目標及び土地利用の方針に基づき、緑豊かでゆとりある良好な住環境の形成のため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定めることとし、合わせて、道路に接する部分の緑化に努め、良好な街並みの形成を図ることとしております。

続きまして、都市計画の決定理由についてご説明をいたします。前方のスクリーンをごらんください。議案書は議案第1号の3ページとなります。

本地区は、吹田市の南西部に位置し、企業施設跡地が戸建低層住宅へ土地利用転換されることから、周辺の緑豊かでゆとりある良好な住環境との調和を図るため、本案のとおり地区計画を決定するものであります。

次に、位置図でございます。議案書は議案第1号の4ページとなります。阪急千里線関大前駅の西側、名神高速道路の南に位置しております赤色でお示している範囲y3が、円山町地区地区計画を作成しようとしている位置でございます。

続きまして、こちらが計画図となります。議案書は議案第1号の5ページとなります。前方のスクリーンでは赤色でお示しをしております区域が今回決定をしようとしている地区でございます。具体的な位置でございますと円山町及び垂水町一丁目地内であり、区域の面積は約7.9ヘクタールとなっております。

続きまして、現地の写真を幾つかご紹介させていただきたいと思っております。まず、こちらが航空写真でございます。スクリーンで赤色の線で囲まれているところが今回円山町地区地区計画の範囲でございます。地区の周辺の多くは千里山西風致地区に指定されており、主に低層の戸建て住宅が立地しております。

続きまして、地区周辺の様子を撮った写真を数枚ご紹介いたします。写真内に赤色で示しておる線、こちらの線になります。示しておりますのが、本地区の地区計画のおおよその区域となっております。写真手前が現在開発が行われている区域内となり、写真中央を横断する形で名神高速道路が通っております。右手、手前には円山町の戸

建住宅地が位置しております。

続きまして、こちらの写真では区域の南側に、垂水神社を含む垂水の森、こちらになります。垂水の森が見られます。写真左手に見えます新設の擁壁、こちらにありますが、こちらに関しては隣接する宅地開発によるものでございます。

続きまして、こちらは地区の北端部を撮影したものでございます。名神高速道路の側道沿いに本地区が位置しております。こちらの写真では左手奥側には円山町の戸建住宅、右手奥には垂水町一丁目の戸建て住宅が立地しております。それらに挟まれる形で写真中央部には垂水の森が広がっております。

それでは、続きまして地区整備計画の具体的な内容についてご説明をいたします。お手元の議案書の議案第1号2ページをごらんください。説明につきましてはスクリーンを中心にご説明をいたしますので、合わせて前方のスクリーンもごらんください。

まず、建築物等の用途の制限についてです。土地利用の方針にもあったように、戸建ての低層住宅が立地する地区として本地区では次のような用途以外は建築できないことといたします。戸建住宅、住宅で事務所、その他これらに類する用途を兼ねるもの。老人ホーム、保育所、福祉ホーム、その他これらに類するもの。診療所、巡査派出所、公衆電話所、その他これらに類する公益上必要な建築物、集会所、以上の建築物に附属するものとなります。

次に、建築物の容積率の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度についてです。容積率の最高限度につきましては10分の10、つまり100%といたします。敷地面積の最低限度につきましては150平方メートルとしております。これらは本地区の一部を含む周辺の用途地域である第一種低層住居専用地域と同様の制限となっております。

次に、建築物の高さの最高限度についてです。建築物の絶対高さについては10メートル以下、建築物の各部分の高さについては当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートル

を加えたもの以下としております。高さの最高限度の制限を図示すると、このような図となります。

次に、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限についてです。（１）建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺の街並みとの調和を図るものとし、敷地については緑化に努めなければならないとしています。また、屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮しなければならないとしています。垣又は柵の構造の制限につきましては、道路に面する垣又は柵で、建築物に附属するものは、ネットフェンス、鉄柵等の視界を遮らないもの又は生垣でなければならないとしています。以上の制限により緑豊かでゆとりある良好な住環境の形成を図るよういたします。

最後に、法定手続の経過についてのご報告をいたします。縦覧等につきましては、都市計画法第１６条による吹田市地区計画等の案の作成の作成手続に関する条例に基づき、利害関係者に対し、平成３０年７月１７日から７月３１日まで縦覧を行い、８月７日まで意見書を受け付けましたところ、意見書の提出及び縦覧者ともにございませんでした。

次に、都市計画法第１７条に基づき、市民の方を対象に平成３０年８月２７日から９月１０日まで縦覧を行い、意見を受け付けましたところ、こちらにつきましても意見書の提出、縦覧者ともにございませんでした。

以上が議案第１号北部大阪都市計画地区計画（円山町地区）の決定（吹田市決定）についてのご説明でございます。ご審議賜りまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 事務局から提案の内容説明、今受けました。お手元の資料を再確認していただきたく思いますが、場所は円山町から垂水町にかけての約８ヘクタール、相当広い土地です。私の関西大学に近いところなので、その辺見たことあるわけですが、これ企業の施設があったところ、具体的には日本生命の野球場プラストラックとグラ

ウンドを中心とした三面敷地があって、さらに関連施設、一部プールもあったんですかね、かなり広い土地ですが、今回売却というようなことで戸建て低層住宅ということになるということで吹田市の南西部についての地区計画を変更して今ご説明のあったような建築、この後グラウンド等を潰して建築されていく、それらについての用途制限、容積率、その他の縛りを1ページから列挙されておりますが、そういう形の都市計画での縛りをここにかけるという決定をしないと、いかがかというふうに諮られているということでお受けとめください。

なお、最後言われましたように近隣住民その他縦覧の手續も踏まれて、特にお申し出、意見書提出ということにはなかったという報告も受けました。

各委員、ご忌憚なくご質問ご意見をお出しいただければと思います。いかがでしょう。どうぞ、A委員。

○A委員 2点ほどお伺いしたいことがあります。1点は周辺の緑豊かでゆとりある良好な住環境とあるんですけれども、地図を見ていただいたらわかりますように、緑豊かなところの、この施設そのものもとても緑豊かな施設だったんですけれども、それがほとんど伐採されて今は緑が全くない状態になっています。それを今度地区計画で緑豊かな住環境とおっしゃっているのですけれども、この中にある地区整備計画の中には緑に関する記述が全くないんですけれども、そちらは風致地区のほうで担保されるというふうなお考えでしょうか。それであるならば、その風致地区の内容について少し解説をいただきたいということが1点。それから、もう一点は、ちょっと私も今調べればいいんですけど、建物の用途の制限で、住宅で事務所その他これに類する用途を兼ねるものの内云々というのがあります。どのような施設がこの住宅地の中で可能であるかということをお教えいただきたい。というのは、戸建住宅地の中で買い物難民になるというふうなことはここでは比較的考えにくいとは思いますが、歩いて身近に行ける買い物の施設のようなもの、あるいは住んでられる方が自分たち

の表現の場として少しお教室を開いたりとかいうことがどの程度できるのかということころを具体的に教えていただけたらと思います。2点お願いいたします。

○吉田会長 いかがでしょう。ご質問内容をお受けとめていただいたかと思いますが、まず1点目から。

○檀野主幹 都市計画室の檀野でございます。まず1点目の緑とゆとり、木が伐採されるがどういうふうを考えるかということですが、委員おっしゃられたとおり風致地区がこのエリア全域にかけられておりますので、風致地区のほうとあわせながら緑を守っていこう、ゆとりを守っていこうということをも1つ考えております。で、2点目の……。

○A委員 済みません。具体的に風致地区の数値を一応ここで話していただけたらと思います。

○檀野主幹 そうですね。風致地区の内容につきましては、1つは建蔽率を40%まで下げましょうということで、通常のこの用途地域でいきますと50%でありますけれども、それを10%下げる形で40%まで下げて空間をつくろうということと、あとは敷地の面積にもよりますけれども、緑化率というのを1つ定めておきまして、20%以上段階的に敷地の面積に応じて緑化率を定めるということと、その他は敷地の境界線から壁面後退を定めておきまして、道路側は1.8メートル、その他の敷地境界については1メートル以上離れた形でゆとりをとりましょうと。その他、高さ制限はこの計画より緩くなってしまいますけれども、一定15メートルの高さ制限を設けた形で守っていくということを風致地区の中で制限として既に定められております。

あと、もう一つ、建物用途についてのご質問でしたが、兼用住宅についてのご質問だったかと思っております。計画書、議案書の2ページのほうの用途の制限では(2)に書かれた内容になりますが、こちらのほうでは建築基準法施行令を例に出して書いておりますが、具体的には事務所との兼用住宅、あと各種習い事教室との兼用

住宅、あとはアトリエ、工房などの兼用住宅、これらを想定して整備計画の中では書いております。以上でございます。

○A委員 済みません。初めのところは、ということは風致地区の緑被率、それ以上のものは求めてないということですね、特にこの地区計画として。

○吉田会長 どうぞ。

○檀野主幹 そのとおりでございます。

○吉田会長 建蔽率以上の縛りというか要請は出せないですか。具体的に、関大なので、自分たちに引きつけて恐縮ですが、皆さんご承知かと思いますが、吹田市は20年前になる1998年段階で吹田市全域の巨木調査してるんですよ。これをお聞きよびかどうかですが、吹田市全域に胴回り2メートル以上の巨木が何本あるかって、990かなんかカウントしてるんですよ。そのうち集中してるのは万博公園内、日本庭園中心と、実は関大キャンパス内が特に集中して巨木があるところとっているんですが、実は私も外から見て中にちらっと入ったことあるんだけど、ニッセイのグラウンドの周辺も結構巨木があった、あるいはあるんじゃないか。そこら辺の吹田市がカウントしてる巨木がもしその中に例えば3本とか4本とか5本とか10本とかあった場合、その保全を相応に要請するというふうなことはできないんですか。どなたかお答えいただけるのかよく知らないんですけど、関大もこないだの24号で大きいヒマラヤスギがぼっさり倒れたり、吹田市のくすのき2号と設定されたやつが完全に枯れちゃったりとか、これは台風じゃないんですけど、その前の調査でちょっと枯れちゃったりというのがあって、ちょっと関大内で巨木についてちょっと話題になってるもので、ついついご質問するんですが、そこら辺いかがですか。どうぞ。

○檀野主幹 個々の木々についての指定というのはこの地区計画の制度では困難かなというふうに考えております。ただ、他の制度を使ってできるかとかというのはまた検討が必要かと思えますけれども、あとは事業主、土地の所有者側として、その

木々1本1本を指定した上で将来にわたって守っていけるかどうか、その辺は協議が必要になってこようかなというふうに考えてございます。

○吉田会長　どこか記憶にとどめていただいて、場合によってアプローチしていただければという、私からのというか、一委員からの要望として受けとめてください。

○大椋参事　都市計画室参事の大椋でございます。一応参考といえますか、私が知ってる中で今情報をお伝えしたいんですけれども、ここの地域は吹田市の環境影響評価の審査の対象の事業になってまして、この中で、この樹木等についても調査、事前に事業者のほうで調査をされております。その中で、そういった古木とかそういったものの保存についてもいろいろと意見を聞きながら事業者と検討されたというふうに聞いております。その中で保存する樹木に当たるものかどうかという中で、外来の樹種とかそういったものが多くて、実際保存する樹木というのがこの中であまり適したものがなかったというふうに聞き及んでます。その中で、ここの事業計画の中で造られる公園の中でシンボルツリー的なものを配置してそういった緑の環境をまた新たにづくっていくということで計画を立てられてるよう聞いております。

○吉田会長　ありがとうございました。ほかに委員の方、どうぞ。B委員。

○B委員　5ページの位置図のちょうどトラックみたいになっているところね、左上のところは欠けてるんですけど、これは、ここは外してってということになるんですか。

○吉田会長　ここはどういう処理になるんですか。確かに。はい、どうぞ。

○田中主査　都市計画室の田中でございます。委員ご指摘の北東側の土地のところに関しましては、事業者を確認いたしましたところ、事業者が所有はしておるそうなのですが、境界確定していないということで、今回の開発エリアからも外れておりました、地区計画エリアからも今回外させていただきます。以上でございます。

○B委員　はい。

○吉田会長　重ねて、どうぞ。

○B委員 いや、確定してないということやねんけど、隣接のところですし、先ほどA委員も買い物難民的なこともちらっと言うてはったんですけど、そういう商業施設とか持ってくる予定なんかどうなんかのなんも確認は取れてないですか。

○吉田会長 どうぞ。

○田中主査 事業者のほうに、事業予定に関しましても確認をさせていただいておるんですけど、今のところまだどういった形で利用といいますか開発をされるかということまでは決定していないということで聞き及んでおります。以上でございます。

○B委員 これ、A工事、B工事の感じというか、先やった後っていうような形の、後出しじゃんけ的な形でどんなんができるかっていうのがわからないっていう不確定要素がある中で、この隣接している都市計画地区計画、ちょっとね、やっぱり審議しろって言われても、そのあたりのには不安要素残るんですけど、ちょっときちっとそれは確認を取っていただきたいです。

○吉田会長 確かにグラウンドがひっかかっている限りで先ほどのように日本生命の土地という気はするわけですよ。

○B委員 土地なんですよ。

○吉田会長 今回、低層縛りというか、第一種低層と同じ縛りをかけないところがこれだけちょっと残ることになるのかなっていう。はい、どうぞ、何か情報があれば。

○檀野主幹 そうですね。こちらの今ご指摘をいただいている東部の角の土地になりますけれども、こちらについては事業者としても今のところ協議の中では具体的な計画はないというふうに聞いておるんですけども、現在の都市計画の用途地域としてはこちらのほう第一低層住居専用地域に指定されておりまして、基本的に大規模な店舗等はこの付近はできないエリアになっております。一定、低層の住宅を中心としたような使い勝手というのは将来的には考えられますが、店舗というのは一定制約がかかってしまうかなというふうなことです。

○B委員 コンビニ程度とかやったら建つやん。あれ床500平米やった。以内やったら建つでしょう。コンビニとかそういうのやったら。

○檀野主幹 そうですね。第一種中高層の用途であれば500平米以上の店舗をおさえられるような、コンビニ等も。

○B委員 以内の。

○檀野主幹 ええ。500平米以内のコンビニ等であれば建てるのが、第一種中高層ではできるんですけども、こちらのほうは第一種低層になりますので、そもそもちょっと単独の店舗というのが建てれないエリアになっておりますので、そういったコンビニ等はちょっと計画できないかなというふうに考えております。

○B委員 全く商業系の店舗は、物販系の店舗はここには入らないってことになるのかな。

○田中主査 単独での商業店舗というのは用途制限上は困難かなというふうに考えております。それとあと単独での店舗というのはできないんですが、第一種低層でも兼用住宅として50平米以下という床面積の制限がありますけれども、兼用住宅として住宅の半分を店舗で使うというような使い勝手というのは用途地域の規程の中でも認められております。以上でございます。

○B委員 まあちょっと不満が残りますね。それとあとこれ昔狐が住んでたところなんか、横の。

○吉田会長 そうなんですか。

○B委員 このニッセイのグラウンドのそこね、昔ケーブルテレビとかでもあって、ちよくちよく見たんですけど。

○B委員 植物もそうですけど、動物的なものもどうなんかなっていうことと、だから動植物の調査的に、それとそれの影響ね、そういったものもどうなんかな。あと隣地のあの山になってるところの、あれ地権者あんねんね、山のところ、ただこれ周囲の開発、この南側のほうも今開発とか進んでるねんけど、結局将来こっちのほうは何の

開発も、まあ八方ふさがりの的に、ここもふさがったらなってくるのでね、やねんけど、だから、なおさらのこと、このいわゆる緑地の中に残されている動植物とかの調査とかして保存とかそういった意味合いとかも含めてどれぐらいの市としての考え方っていうのもあるんか。昔すまいる条例をつくったときに、やっぱりこういう企業の大きな団地があるところの近隣の緑地帯とかも含めての関係もあって、実はすまいる条例をつくったんそういう目的で当時つくってるからね、昔、もちろんすまいる条例とかにもかかってくると思うんで、なんですけど、そういった意見なんかも市民の皆さんからも開発が始まったら出ると思うんですよ。そのあたり、ある一定の自分たちの目標とか指針とか、調査の内容で、当然調査ぐらいはしておかんとあかんかなとは思いますが、そのあたりはどうなんですか。

○吉田会長 何か調査等しておられる。まあこの都市計画審議会関連というのとはちょっと外れるのかもしれませんが、関連はするのかな。ちょっとご質問ですが、あります。何か回答が。はい、どうぞ。

○大塚参事 今のご意見についてなんですけれども、まず都市計画の制限ではそういった調査とかはできないんですけれども、先ほどもちょっと説明した環境影響評価の事前調査っていうのが出されてまして、それはいろんな意見を踏まえながら手続を済ませております。今現在、工事にかかっておりまして、これにかかることについても事後調査の報告が義務付けられております。それは毎年度報告されることになっております。その中で事業者より今の例えば着手前の状況から環境への影響がどうなっているか、騒音ですとか、そういった環境保護の生態系とかの植物の関係、そういったものの報告がなされております。それとまた合わせまして我々都市計画部のほうで開発の審査の手続も行っております。その中で必要な協議はされてるという認識はしております。以上でございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。要望として市のほうで対応させていただく。

○B委員 地区計画の目標として、緑豊かな丘陵地にある本地区ということで、もちろん調和が取れたということであれば、もちろん緑を大事にするっていうことが目的にも入っているっていうこと、それは強調していいかと思えますのでよろしくお願ひします。

○吉田会長 ご意見ありがとうございます。

ほかに何かご質問ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○C委員 5ページの図ですと地区計画の範囲だけはわかるんですけども、実際にどういう戸建住宅地になるのかという区画道路とか、中に多分すまいる条例か何かで必要な面積の公園の設置とかもされるんだと思いますけども、その辺も含めて公共施設とか地区施設の指定っていうのが今回整備計画の中にはないんですが、この辺はどう考えてはるんでしょうか。まちのあり方としてどういう方向に持っていくのかっていう視点ですけども。

○吉田会長 もう既に何か工事が始まっているってなことでしたが、ご回答を。

○田中主査 都市計画室の田中でございます。前面のスクリーンにお示しさせていただいておりますのが今回の開発の計画の図面でございます。その中で、一定開発地域内の道路でありましたり、公園というものもすまいる条例にのっとりまして配置をされておりまして、これらの道路公園に関しましては、吹田市のほうに移管をされまして、吹田市にて将来管理をしていくとこととなりますので、改めて地区施設としての位置づけということは今回はさせていただいておりません。以上でございます。

○C委員 わかりました。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○C委員 一応公共のものとして確保されるということですね。公園なんかが。

○B委員 全部で何戸かぐらい言うたらええやん。

○吉田会長 計画上、戸建て幾つぐらいが計画されていて、どのぐらいの公園が配置されてるかなんていう情報お持ちですか。はい、どうぞ。

○檀野主幹 前にお示ししてます開発計画のほうでございますが、計画としては戸建住宅、階数は2階建てでございます、こちらのほうを303戸、現在計画されております。また合わせて提供される公園として区域のエリアの6%を目度に公園として提供される予定となっております、主に、この図の中心部分、このあたりですね、ここが公園、また名神高速道路沿いのこのあたりですね、このあたりについても緑地公園として提供される予定だというような計画となっております。以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○C委員 図を見て質問なんですけれども、公園から左下に水色の何か通路みたいなのが出てますが、あれは何を表しているんですかね。

○吉田会長 川、じゃないな。はい、どうぞ。

○檀野主幹 自転車歩行者専用道路ということ。

○C委員 それも公共施設として移管されるということで、地区施設として指定しなくても大丈夫ですか。

○檀野主幹 公共施設として移管される予定のものでございます。

○B委員 あの水色のとこってことやで。

○C委員 水色のラインの通路ですね。

○B委員 あと固まってる下のほうの、それぞれ。

○C委員 ここで管理されるということですね、あと。

○B委員 下、水色の固まり。

○C委員 これは池ですか。

○檀野主幹 こちらのほうは下水道の貯留槽、雨水の貯留層が予定されている用地でございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○C委員 はい。

○吉田会長 他にございませんか。

○D委員 はい。

○吉田会長 どうぞ。

○D委員 この分譲地に車が入れる、また出れる場所っていうのはどこになるんですか。

○吉田会長 名神沿い以外にも周辺接続道路はありますね。それらいずれも有効だという理解でよろしいんですか。はい、どうぞ。

○檀野主幹 外部からの車両の進入でございますが、まず南側につきましてはもともと日生グラウンドに入っていく坂のほうから上がってきて、このあたりの入り口から北側に抜けて名神側へ通り抜けれるというふうな形になっております。

○D委員 対面ですか。

○吉田会長 一方通行ですか。

○檀野主幹 対面で。

○D委員 それだけですか。

○檀野主幹 すいません、あともう一つ、ここですね、ここから既存の住宅街のほうから今回の開発地の中へ入れる進入路を設けるというふうになっております。

○吉田会長 確かに狭い坂ですよ、質問者よろしいでしょうか。

○D委員 はい。

○吉田会長 確かに303戸も入ってくると、当然それぞれ戸建てで車を持つと、300台が一挙にここら出入りするということでしょうから、それなりの要請をしていただかないとという要望が出た、あるいは疑問が出た、心配が出たということとどめていただいて対応していただきたく思います。

都市計画審議会としましては、繰り返しになりますが、この企業施設跡地を戸建の低層住宅第一種低層の制度枠組みにのって建築物等の用途制限その他を課させていただくという地区計画をここに決定したいということで。

○E委員 1点ちょっといいですか。

○吉田会長 重ねてどうぞ。

○E委員 ちょっと細かいところ確認なんですけども、2ページの最後に柵等の制限があるんですけど、ちょっと現地、空間イメージがもうひとつあれなんですけれども、少し気になるのは宅盤の要するに擁壁等の制限はやらなくていいんですか。

○吉田会長 擁壁。

○E委員 要するに擁壁というか、そんなには出てこないような気もするけど、場所によって、いわゆる宅盤が少し1メートルとかそれを越すようなことになると、要するに垣よりも非常に景観的にはよろしくないの、そのあたりの構造の制限というのが必要じゃないかと思うんですけども、現計画ではそのあたりは確認されてますか。

○吉田会長 どうぞ。

○田中主査 都市計画室、田中でございます。委員ご質問の件でございますけれども、このエリアに関しまして、風致地区の条例がかかっておりまして、先ほど申し上げましたとおり、擁壁に関しましても1.5メートルを超えるものに関しましては、ある一定、圧迫感を軽減するために高さの半分以上控えていただくという形の制限になっておりますので、それで一定の圧迫感の軽減等は努めることができるのではないかと、ということで、今回この地区計画の中では制限を定めておりません。以上でございます。

○E委員 現実的には、要するに75センチまではいくっちゅうこと。

○吉田会長 どうぞ。

○田中主査 そうですね。75センチから最大1.8メートルまで、その高さに応じて擁壁を控えていただくという形になっております。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○F委員 済みません。

○吉田会長 どうぞ。

○F委員 都市計画法に基づいて縦覧に供したということなんですけど、縦覧者がゼロだったじゃないですか。それがどういう方法で周知をされたのかということと、縦覧ゼロということに対する原課側の意見というか、関心ゼロなんかということではないかと思うんですね。そこをちょっとお聞かせいただけますか。

○吉田会長 どうぞ。従来どおりの手続進行だったんでしょうが、ゼロっていうので後でまた揉めてもなっていう老婆心的なご質問でもあろうかと思うんですが、どうぞ何かお願いします。檀野主幹。

○檀野主幹 まず縦覧方法についてですけれども、広く市民に知っていただくために、市報とホームページのほうで周知をさせていただいております。その結果として縦覧者ゼロということですが、これも地区計画の内容にもよるかと思えますけれども、今回の地区計画に関しましては、事業者が一事業者、エリアの中の事業者が一事業者ということで、この検討を始める当初から市のほうとも十分に協議をなされて進めてきた内容ですので、こういった結果だったのかなというふうに受けとめております。以上でございます。

○吉田会長 よろしいでしょうか。

○F委員 はい。

○B委員 あと1件だけ確認。

○吉田会長 どうぞ。

○B委員 2ページの建築物の形態又は色彩その他の制限やねんけど、敷際については緑化に努めなければならないってあるんですけど。

○吉田会長 下から2段目、(1)。

○B委員 整備の方針的には、生垣又は柵の構造の制限を定めるという部分もあったりとかなんで、その「努める」と「定める」とちょっと大きな違いがあるんですけど。

○吉田会長 「定める」はどこでした、記述。

○B委員 1ページ目のほうの道路に接する部分の緑化には「努め」ってあるんですけどね、上のほうに「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。」ってあるんですよ、ここは。

○吉田会長 制限を定める。あわせて、形成を図る。建築物等の整備の方針を定める。こちらは努める。制限を定める。

○B委員 だから、道路際じゃなくて敷際、道路際じゃない敷際なんかも出てくると思うんですけど、そのあたりがちょっとね、曖昧だなと思うんですけども。

○吉田会長 これは指導上努めてくださいと主として言う、事業者に。

○B委員 定めといてほしいですよ。ちゃんと。

○吉田会長 いやいや、この定めは、1ページの定めは、2ページに記述してますっていう、こういう形で規定するとか、縛るとするか、定める。定めの中には努力してねっていうふうを書く、そういうことですよ。

○B委員 だから、制限を定めるっていうのと努力規程って違うからね、意味的には。

○吉田会長 ですからね、2ページのほうの敷際云々のところの見出しのところは建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限って書いてありますでしょう。制限としてこういうことで努力規程を定めて制限しますということが1ページ目に書かれていた。というふうにお受け取りいただければと思います。はい、どうぞ。補足。

○大塚参事 緑化についての制限を定めるじゃなく努力のことが書いてあるということなんですけれども、具体的に数値的にこれだけっていうのはなかなか難しいということがあります。その一方は別で先ほども言った風致地区とかで割合とか定められていますので、あと設計者、今度家を建てられる方のプラン等に合わせて、どれが周りから見た景観的にもいい緑をよりよく見せるかということで、具体的にこの地区計画の協議の中でお話をさせていただくことで、協議を進めていきたいというふうに考えております。

○吉田会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。そういたしましたら、この委員会として議案1につきまして、こういう形で円山町及び垂水町一丁目敷内の約7.9ヘクタールについて、こういう地区計画を設定して縛りをかけさせていただくということについて、ご異議ございませんでしょうか。いろいろご意見いただきましたので、また業者等にも対応していただきたく思います。議案1号につきまして、以上、異議なく承認をさせていただいたとさせていただきたく思います。ありがとうございました。

続きまして、議案2に入らせてください。北部大阪都市計画地区計画、これを今度は千里丘北地区ですね、この変更についてご承認をいただきたく提案されているということです。事務局のほうからご説明を願います。

○田中主査 そういたしましたら、引き続きご説明をさせていただきます。都市計画室の田中でございます。続きまして、諮問させていただきます議案第2号北部大阪都市計画地区計画（千里丘北地区）の変更（吹田市決定）について、ご説明をさせていただきます。失礼ですが、座ってご説明をさせていただきます。

○吉田会長 どうぞ。

○田中主査 それでは、議案書にてご説明をいたしますので、お手元の議案書の議案第2号1ページをごらんください。なお、スクリーンの左上にお示ししておりますのは議案書の該当ページとなります。

今回、地区計画を変更する千里丘北地区地区計画は、毎日放送跡地が売却され、民間開発により大規模な土地利用転換が図られることから、当地域にふさわしいまちづくりを進めていくために平成24年12月28日に都市計画決定されました。

こちらにお示ししておりますのは、具体的な千里丘北地区地区計画の法定の計画書の構成でございます。表の上より、名称、位置、面積がございまして、地区全体の目標がございまして、まちの目標を実現するための方針につきましては、土地利用、地区施設、建築物等の3つの方針を掲げております。その中のB地区の土地利用の方針で

は、利便施設が立地する地区として周辺の住環境に配慮し、土地の合理的かつ健全な有効利用を図るという方針になっております。この方針に基づきまして、今回D地区に地区整備計画を追加するものです。なお、今回の地区計画の変更では、議案第2号1ページの部分の変更はございません。

続きまして、都市計画の変更理由についてご説明をいたします。前方のスクリーンをごらんください。議案書は議案第2号の3ページとなります。

千里丘北地区地区計画内の地区整備計画の定められていない地区において、周辺の住環境に配慮した土地の合理的かつ健全な有効利用を図ることを目的とした地区整備計画を追加するため、本案のとおり地区計画を変更するものでございます。

次に、位置でございます。議案書は議案第2号の4ページとなります。大阪モノレールと名神高速道路が交差するあたりに位置しております。赤色でお示ししておりますところ、こちらになります。お示ししておりますところが、千里丘北地区地区計画を変更しようとしている位置でございます。

続きまして、こちらが計画図でございます。議案書は議案第2号の5ページとなります。前方のスクリーンで、赤色でお示しをしております区域が、千里丘北地区地区計画が策定されている区域でございます。その中で、青色で示されている箇所、こちらの区域になります。が、D地区となりまして、今回の変更で地区整備計画を追加する地区となります。

続きまして、現地の写真を幾つかご紹介したいと思います。まず、こちらが航空写真となります。スクリーンで赤色の線で囲まれているところが千里丘北地区の地区計画の範囲で、青色の線で囲まれているところが今回地区整備計画を追加しようとする、ちょうどこのラインがD地区の範囲になります。周辺には千里丘中学校、吹田東高校があり、少し離れて名神高速道路、大阪モノレールが通っております。

続きまして、地区の様子を撮った写真を数枚ご紹介いたします。まずは地区の西側から北側に向かって撮りました写真でございます。写真の右側、こちら側がD地区の

敷地、左側、こちらになります。こちら側が隣接するフィットネスジムの敷地でございます。

続きまして、地区の東側から西側に向かった写真でございます。写真の右側、こちらになります。こちらがD地区の敷地、写真の左側、こちら側になります。こちら側がC地区の敷地でございます。

それでは、D地区に追加いたします地区整備計画の具体的な内容につきましてご説明をさせていただきます。お手元の議案書のほうは議案第2号2ページをごらんください。説明につきましてはスクリーンを中心に説明いたしますので、合わせて前方のスクリーンもごらんください。

まず、建築物等に関する事項として建築物等の用途の制限です。土地利用の方針にもあったとおり、利便施設が立地する地区として周辺の住環境に配慮し、土地の合理的かつ健全な有効利用を図るため、本地区では次のような用途を制限いたします。これらは本地区の用途地域、第2種住居地域で建築できるものではありませんが、周辺の住環境に配慮した上で今回変更を行うD地区の地区整備計画におきまして用途の制限をさせていただきます。工場、ホテル、旅館、宿舎、麻雀屋、パチンコ屋等、カラオケボックス等につきましては制限をいたします。

次に、壁面の位置の制限についてご説明をいたします。前方のスクリーンもしくは議案書は議案第2号の2ページをごらんください。敷地面積の規模によりまして壁面の位置を定めており、5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合には全周3メートル以上、1万平方メートルを超えるときは道路境界より5メートル以上、敷地境界より3メートル以上後退をしていただくこととしており、既に定められているB地区、C地区の制限と同様となります。前方のスクリーンにお示ししておりますのは壁面後退のイメージ図でございます。左下、こちらでございますが、こちらが道路境界からの制限を表しておる図面でございます。右下、こちら側が敷地境界からの制限となっております。

次に、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限についてご説明をいたします。前面のスクリーンもしくは議案書は議案第2号の2ページをごらんください。建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限といたしまして、

(1) 建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺の街並みとの調和を図るものとし、敷地については緑化に努めなければならない。(2) 屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう設置場所、大きさ、色彩等に配慮しなければならない。次に、垣又は柵の構造の制限といたしまして、垣又は柵で建築物に附属するものは視界を遮らないもの又は生垣でなければならないとなっております。これらB、C地区と同様に、これらの制限を記載し、建築物等の用途の制限及び壁面位置の制限とともに周辺の閑静な住宅地との調和を図るよういたします。

また、今回のD地区への地区整備計画追加を行う際に、既に決定済みのB地区、C地区の地区整備計画において、一部文言の変更を行う箇所がございます。議案書第2号の6ページ新旧対照表をごらんください。建築物等の用途の制限の項目におきまして、建築基準法の改正があり「身体障害者福祉ホーム」という名称が「福祉ホーム」に変更されたため、建築基準法に準じて文言の変更を行います。またC地区の(8)の下線部分、「令第130条の8に定めるものを除く。」という文言につきましても、実際の制限の内容と合致していないため今回合わせて削除するものです。

最後に、法定手続の経過についてご報告をいたします。縦覧等につきましては都市計画法第16条による吹田市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づき、利害関係者に対し平成30年7月31日から8月14日まで縦覧を行い、8月21日まで意見書を受け付けましたところ、意見書の提出、縦覧者ともにございませんでした。

次に、都市計画法第17条に基づき、市民の方などを対象に平成30年8月27日から9月10日まで縦覧を行い、意見を受け付けましたところ、意見書の提出、縦覧者ともにございませんでした。

以上が、議案第2号北部大阪都市計画地区計画（千里丘北地区）の変更（吹田市決定）についてのご説明でございます。ご審議賜りまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○吉田会長 ありがとうございます。私のほうからちょっとまた補足させていただきますが、いつも見にくいなと思うところあるんですが、皆様方もどう追っていいのかよくわからなかったと思いますが、私のほうから重ねて申し上げます。つまり、1ページと2ページはこう変えたいという変えた結果が出てるんです。で、どこをどう変えたんだっていうことはこの1と2ではわからないんです。それがわかるのが先ほど言われました6ページと7ページに前はこうだったってちゃんと出てくるわけです。で、変えたところが今度アンダーラインで引かれてますから、そのアンダーライン引かれてるところが今回新たに変更を認めてくれというふうに提案されているもの、それがわかるようにアンダーライン出てます。

話戻しますと、1ページと2ページはそのアンダーラインを全部取っ払った変更後のものが示されているんです。変更後のものが1と2に示されて、これをご承認してくれというふうに我々審議会は求められていると改めてお受けとめください。今回のこの2のほうは審議事項には毎日放送ミリカのところの地区計画が既にあって、それを修正したいという提案を受けてるわけです。

で、重ねて私のほうから、6ページ、7ページ言いますと、1の図面がその前のページの5ページに出てますが、5ページの千里丘のところで、Aのところはいまだに未定というか縛りが全くない形で、現時点BとCについては縛りがかかっている。で、今回Dの地区について2.2っていう、トータルだと12.幾つですが、今回変更という形で主要にのっかるのはDなんですね、Dのところについて何の記述もなかった、縛りがなかったところを、6ページの右側ですね、Dにずっとアンダーラインが引かれてるでしょう。こういう形で、D地区の2.2ヘクタールについて、B、Cに準じた形、しかし、具体的にはちょっと内容が違っていて、1ページに出てますように、

1 ページに A、B、C、D それぞれどう地区として設定されているかがわかるわけですね、1 ページに出てくる D のところに 1 号地区等が立地する地区として、こういう有効利用を図るような計画をここに載せるという形に変更しようと、D を付け加えようということです。ですが、B と C についても全く変わってないわけではなくて、最後ご報告ありましたように、法令上の要望項が変更されたりしている限りで 6 ページの左、従来の記述だと真ん中にちょっとアンダーラインがありますでしょう。6 ページの左の真ん中です。B 地区のところに「身体障害者」という形容詞がついた福祉ホームという用語があったけど、この「身体障害者」という用語はもう取らないで「福祉ホーム」、これ精神障害含めてということなのだからちょっとはっきりわかりませんが、とにかく福祉ホームというふうな要望項になってるのでそれで削除するであるとか、C のところ、6 ページの左の C の一番下に括弧書きがありますよね、これはもう取ってしまわなければならないということで、B と C についても修正変更記述になるということのようです。

ちょっと補足させていただきます。それと最後のページですが、7 ページは右と左が同じようで違うようで、ですが、結局 7 ページの右と左の変更前、変更後、これ斜めの線が入ってないのは何でかな。記述は上のほう同じで、備考欄の最後のところに改めてこういう記述、きょうここでご承認を審議会にいただければ告示というふうな手続に進むということで備考欄の記述が変更後の記述となりまして、それが 2 ページに改めて変更後のものが示されてると、こうお受けとめください。重ねて言います。

1 ページ、2 ページが変更後のものです。これをこういう変更にするということについてご承認くださいと、審議会は要請されている。問われているということです。

そうしましたら、ご質問、ご意見いただきたく思います。どうぞ。

○B 委員 これ D 地区、もう既に土地利用してますやん。だから、ちょっと何と何で利用しているかちゃんと説明してあげてください。

○吉田会長 具体的に既に、5 ページの地図で、一番北、吹田東高校に近い。

○B委員 手挙げてますよ。

○吉田会長 どうぞ、ごめんなさい。

○田中主査 都市計画室、田中でございます。現在、D地区に関しましては、既に保育園、フィットネスジム、また店舗、これコンビニとモスバーガーが建っておるんですけれども、2店舗、こちら上側が保育園、フィットネスジム、店舗がございまして、こちら側にミリカヒルズのモデルルームがございまして、現在それがもう建っております、そちら側に関しましては新たにまたマンションを建築予定ということで事業者から伺っております。

BとCに関しましては、このC地区に関してはもう既に共同住宅が建っております、B地区に関しましては千里丘北小学校が立地しております。以上でございます。

○吉田会長 どうぞB委員。

○B委員 これで、あとふえるとしたら住宅とあと何やの。

○吉田会長 どうぞ。

○田中主査 都市計画室、田中でございます。この地区計画策定後に建つものとしたしましては共同住宅が新たに建つということになっております。以上でございます。

○吉田会長 B委員。

○B委員 これは既に土地利用をして、後づけで後づけ、後追いみたいな地区計画になってくんねんけど、ただ、これはもうはっきり言ってこれこそ私後だしじゃんけんで、まずは憤慨してます。それとあとの真下に吹田東高校があんねんね。そこからまた下に行ったら千里丘中学校が、千里丘中学校は高さ的にはちょっとまだ上やねんけど、でも、吹田東高校なんかやったらほんと真下なんよ。私ここの真下の教室で学んでましたからね。そしたらね、やっぱり音の出る物っていうのは、はっきり言うて、しかも周囲の住環境住環境言うて、住環境言うたって自分らが建てはったマンションだけやん。はっきり言って住宅張り付いてないから、ほかは。

これA地区とかっていうたらね、先生、これ山みたいになっているんですよ。

○吉田会長 はい、斜面になっているんですね。

○B委員 ワンダーフォーゲル部がここクラブ活動で登ってましたぐらいの斜面ですから、だから、こんな開発できるわけないですから、だからはっきり言って住環境じゃなくて学校に対する教育環境にどんな悪影響を及ぼすかっていうところ、そんなんされたら困るでっていうことから実は始まったのに、結局、一番厄介なこのD地区、一番後回しにして、先A、B、C決めたわけでしょう。はっきり言ってこれ見たらね、自動車の車庫とか、電動機を利用する工場とかね、ドアの開閉音ばったんばったんばったんばったんとか、電動機ってどんな音かしらんけど、でも本当に真下に高校があるんですよ。音は上から下に行くんですよ。私これはだから賛成できません。反対です。私こんなん。

○吉田会長 もっと縛れっていうことですか。

○B委員 そうです。

○吉田会長 具体的には指定を……。

○B委員 実際に、すまいる条例、開発とかそういうときなんかに対してはお茶濁すような感じで、ただ保育園なんかは必要やとかいうような形やったけど、結局フィットネスジムとか店舗とかそこらへんまではよしんばいいとしても、やっぱり駐車場で、ここに6番、自動車車庫であったりとか、合計300平米以内言うたら、これ何台分なるかしらんけどね、そんなんをつくるとか、電動機を使用する工場とか、こんなんね、学校側とかは知ってんのんかしら。吹田東高校。

○吉田会長 50平米以下であれば許されるのが許されないっていうふうにお考えだってことになるんですか。

○B委員 いや、だから、どういう音をするものが来るのが前提なんか。今言った、今あるやつからふえるのは住宅だけやっていうことやけれども、その割にはえらいこのD地区1から11まで盛りだくさんになってるじゃないですか。

○吉田会長 相当の縛りをかけているという受けとめを私としてはするのですが。

○B委員 いや、もう今既にもうフィットネスジムとモスバーガーとか店舗あって、保育園もあって、ほぼほぼ的には使ってるんですよ。D地区。

○吉田会長 でも、近隣のところの縦覧への意見提出もないっていうご報告ですね。高校その他からもなかったっていう理解でよろしいですか。

○B委員 高校には個別に声をかけてんのかしら。声はかけてんのかしら。

○吉田会長 どうぞ。

○田中主査 都市計画室の田中でございます。先ほど委員ご指摘の関係に関しましては、高校へのご説明会ということでございますけれども、今現状、高校のほうへも工事を行ってらっしゃいましたので、その情報交換も含めまして高校のほうにはお伺いをさせていただきまして、このような地区計画を含めて変更予定だということの内容は、一旦お伝えはさせていただきまして、一定のご理解は賜っているという理解で今回審議を諮問させていただいた次第でございます。

○B委員 ほんまに。じゃあ、これ千里丘中学のうちの教育委員会とかも納得したってことなの、これで。

○吉田会長 手続的にはそう報告を受けたということになりますね。

○B委員 ただ、今ははっきり言うてもD地区のほぼほぼ8割以上の部分使ってて、残りをどないするっていうの。

○吉田会長 審議事項1と同じですが、この2についても既存の絵図面のようなものがもしあって、口頭で説明されましたが、もし絵図面があるんだったら理解しやすいんですが。

○田中主査 今、お示しさせていただいております図面が最終的な計画図面でございます。

○吉田会長 そうか。一番上。

○田中主査 はい。で、先ほどご説明いたしました、こちらに関しましてはもう既に現状建っておる地域に……。

○吉田会長　ということは、B委員がご指摘のような50平米以下であれば電動機を使用する工場も可能ってことですが、具体的にそういうものは予定されてない。

○田中主査　今現状ではそういった形のものは事業者からはお伺いはしておりません。

○吉田会長　300平米以内の自動車車庫。

○田中主査　そうですね。今現状お示しさせていただいておりますのがさらに拡大図というふうな形になっておりまして、現状、こちら東側のほうにつきましては、もう既に建築済みのものとなっております。保育園、フィットネスジム、店舗、モデルルームに関しては建築済み。また、この共同住宅に関しましても現状今建築中というふうな形になっております。以上でございます。

○吉田会長　B委員。

○B委員　というか、ちょっとこれモデルルームとかを撤去してじゃあそこにまた何かつくるっていうこと。

○吉田会長　一番右、どうぞ。

○田中主査　モデルルームに関しましても、ある程度、販売が終わられましたら、また違う用途のものでまた建てられる可能性はあろうかというふうに思います。以上でございます。

○吉田会長　どうぞ。

○B委員　そういった場合において、周囲にはこれ住宅ないからね、まあ要は学校があるんですよ。だから、学校に対する影響で悪影響を及ぼすと思えるものっていうのは極力これは避けたほうがいいと思うんで、私としては外してほしいです。

○吉田会長　どれをですか。

○B委員　6番と8番は。

○吉田会長　6番と8番、今B委員からご指摘受けてるのは6ページの変更後のD地区のところ、建築してはならないっていうのが11項目並べられているんですが、その6番目、自動車車庫、300平米以内であれば許される。8番、電動機使用する工

場、50平米以下であれば許される。これらは認めたらうるさいんではないか、高校にとって、いかがですか。そういうのは可能なんですか。

これらは1から11は市の当局のほうでご検討なされて11番まで条件をつけられたってことですか。法令に従った制度枠組みですか、個別に取捨選択できるものですか。

○檀野主幹 6番と8番というご指摘ですけれども、1つ、6番のほうにつきましては、単独の駐車場をつくったときにどれくらい許せるかということで、一定規模を切った形で小規模のものであれば構わないというような判断と、あと8番のほうにつきましては、工場という単語は出るんですけども、イメージしてますのは、こういう町工場みたいなものを誘致するようなイメージではなくて、利便施設地区になりますので、物を売る商売にくっつけて、現地で作ってものを売るというようなことも考えられますから、例えばパン屋とかそういったものが一切工場とか作業場っていうのを除いてしまうとできなくなってしまう可能性があってこういった余地を残したというような形で整理を諮っております。以上でございます。

○B委員 ただ、私としては、ある一定自分たちも既につくって、もう建築中であつたりとかってというようなもので進めて、後追いですよ。まあこれ言うたらこれ追認せえみたいなもんですよ。追認せえみたいな形の出し方になってるんですね、この地区計画D地区についてはね。その上にこれだけなんか盛りだくさんに盛られとつたら、何か結局追認でしかもついでにこれもあれもあれもこれもとりあえず入れとくわみたいな、もう認めろみたいな感じ、もう既にやってるからみたいな、何かやり方的には私はちょっと嫌やなってこれ本当に思います。

○吉田会長 何年も前からそういうことはあるんですが。

○B委員 ずっと前からあるの。基本的にすごい斜面で本当に真下なんです。これ学校側と。学校側とかでも上階層のちょうど一番上のところとちょうど高さが一緒ぐらいやねんね、これ。高さで言うたら、かなりの法面やねんけど。

○吉田会長 B委員のご懸念は重ねて僕としても理解できますが、近隣の高校・中学のほうを含めた縦覧手続でそれが出てきてないようである限りにおいては、これを是とするということで後追的であることは間違いありませんが、前からずっと議論しているように、B委員に重ねてご意見のある方が多ければ対応を考えたく思いますが、そうでなければ、そういう意見があったということは記録にはとどめていただく必要がありますが。

○B委員 でも、やっぱり教育環境に一番影響を与える地域だったんですよ、D地区が一番。

○吉田会長 でも、その当事者がそういうことを言ってきてないっていうことをそれなりに我々は受けとめた上で都市計画審議会としてこういう縛りで……。

○B委員 手挙げてます。

○吉田会長 どうぞ、ごめんなさい。

○大椋参事 今、後づけの計画じゃないかということなんですけれども、基本的に先に土地利用制度を図っていくってあり方は確かにそれがあるべきなんですけど、そこについては地権者がいらっしやいまして、その計画もある中で、今であれば今の用途のものができてしまう中で、この住環境とかを守っていくためにどこまで制限できるかっていうのを協議してまいりました。その中で、私も現地何回も行ってますけれど、やはり高校の地盤と計画地の差がありまして、それに対して、北側の斜面、樹木があるところについては今こちらの計画で一定のバッファをとった計画をされていると。建物の計画につきましてもそういった用途の制限、高さ、壁面後退の制限とかも含めて自然の環境を今後も担保していく形で協議を進めて合意を得られたということで今回地区計画をして定めさせていただくということで協議が整って今回諮問させていただいております。

○B委員 じゃあ、会長せめて周辺の教育環境に悪影響を及ぼすようなことは一切しないことぐらいの意見はきちっとつけてください。

○吉田会長　そうですね。地図にも出ていますとおり、高校及び中学校が接続している地区であるので、とりわけ騒音については懸念が強く表明されたということで記録とどめてもいただき、対応していただきたく思います。ともかく、ここに出ましたような文章として計画上修正をして、D地区についてこういう形で11項目の縛りをかけるっていう変更を、ここ、A、B、C、DのうちのDについて。

○B委員　普通変えますかねと思いますわ……。

○吉田会長　Dについて、だから一番縛り項目多いですよん。そんな配慮を僕としては読み取ってこれを是とお認めいただきたくご提案申し上げる形をとりたい。そういう意見があったっていうことはとどめていただき、ご配慮いただきたいと思いますが、ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。このミリカのところ、こういう形で縛りを、D地区について。

○E委員　ちょっと1点だけいいですか。

○吉田会長　どうぞ。

○C委員　7ページの備考欄の一番下の追加の部分ですけども、これは既存の建築物で既に壁面の位置が設定よりもはみ出してしまっている建物があるということですよん。それは具体的にこの図面のどのくらいあるの、どこにどのくらいあるのかっていうかっていうのを教えてほしいです。

○吉田会長　お願いします。

○田中主査　委員ご指摘のところでございますが、それに関して既存で不適合と出ているのは、このモデルルームが既存不適合となっております。このモデルルームに關しましては、次、建てかえられる際には必ず壁面の位置の制限に関しては遵守をいたしまして建てかえられるということで、この既存計画の情報を入れてくれるのであれば今回地区整備計画を合意いたしますといたしますか、事業者として合意をいたしますとこの合意がとれましたもので、今回このあ情報を入れさせていただきますして、ご提案させていただいた次第となっております。以上でございます。

○C委員 これは入れたけども、事業者の意向としてはちゃんと守るってことですね。この備考は発動しなくて。

○吉田会長 そういうことか。

○C委員 何か担保っていうか保険のためにこれ入れといてくれっていう話なんですか。

○B委員 何かすごい甘っちょろくなってるんちゃうん。

○吉田会長 だけど、まあまあモデルルームのところの言うなれば変更っていうことはあり得るところで、この7ページの一番最後書き加える変更提案のこの日付は、本日の都市計画審議会の審議結果で良とされた場合、今月末とかっていう日付が入るって理解でよろしいんですか。年度末までずれるってことはない。どうぞ。

○檀野主幹 ご審議いただきまして、承認されましたら告示がされますので、この告示の日を入れようと考えております。

○吉田会長 具体的には今月、来月。

○檀野主幹 順調にいきましたら事務処理を含めて今月中に告示されるかなというふうに考えておりますので、今月中の日付が入ることになるかと思えます。

○吉田会長 わかりました。そうしましたら、この変更を告示してもらおうべくと言ったらおかしいですが、審議会としてこれを良としていただけるか、今ご意見出ました。それをまた本当に教育施設が近くにある限りにおいては特に配慮を願いたいところだ。特に音の心配というのが6番目か8番目か出されたということで記録にとめていただければと思います。それ以外のご意見、どうぞ。

○E委員 ちょっと確認とお願いがあるんですけども、5ページ目に計画図があるんですけども、今回は要するに地区計画の修正なんですよね。そしたら、この現状のところは少なくともB、C地区のところは、いわゆるこれもともとの平面図ですよね。そこはちゃんと今の修正段階のものでやはり入れていただきたいという、これはこう

いう形でいいのかということと、できればそういう図面にしていただければ理解が深まるかなと思います。今後のこととしてお願いをしたいと思います。

○吉田会長 確かに。いかがですか、今後、つまり資料でいうと2の1ページのところに、1ページの真ん中に、A、B、C、Dが打ち込まれてますでしょう。1ページです。口頭でBのところは学校だというふうなこと、小学校だって言われましたよね。それはちゃんと公共公益施設の立地する地区と書いてあるわけですから、そういう形で小学校がちゃんとBのところに打ち込まれているっていうふうなのでないと、昔の建物打ち出されてもピンとこないと。つまり、現時点でのB、Cの記述図面が、これは変更前の図では必ずしもない、現時点の図ではないというご指摘で、それは当たってるかと思うんですね。さらに、Dのところもさっきのような図面がもしあるのであればそこら辺を出してこういう形にすると、こういう縛りをつけるということがわかりやすいようにしていただけると理解が進んだかもというご指摘です。どうぞ。

○大掠参事 今ご指摘の元の図面が非常に古いものを使っています。これ以前からいろいろ何回もご指摘いただいているところで、今、基図につきましても更新の手続というか更新に向けて今取り組みを進めておりまして、今回この図書につきましても法定図書で、定められた元図を使わないといけないということで。

○B委員 だから参考資料でもいいから出したらって前から何回も言ってるやないの。

○大掠参事 はい、かしこまりました。済みません。

○吉田会長 よろしくお願ひします。よろしいですか。

○E委員 はい。

○吉田会長 ありがとうございます。これにつきましても、この審議会として了承するということで結論いただいてよろしいでしょうか。

○B委員 でも、ちゃんとつけてくださいね。

○吉田会長 そのことは先ほどから重ねて要請しております。では、よろしくお願いたします。では、良とさせていただきますとさせていただきます。審議ご了承いただくべき案件、以上2点でした。終わります。

続きまして、冒頭申し上げたように報告事項1件ございます。既に、ここでご了承いただいている立地適正化計画ですが、軽微な変更については必ずしもご審議、ご了承をいただく手続ではなく、ご報告で処理させていただくことになっているわけですし、規定枠組み上も、軽微な変更をちょっとさせていただきたいということ相談を受けました。皆様方にご報告させていただきたく思います。事務局からご説明願います。

○平井主幹 計画調整室の平井でございます。これから報告案件の立地適正化計画の軽微な変更及び改定予定について説明させていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

吹田市立地適正化計画につきましては、昨年度、本都市計画審議会にてご審議いただきまして改定しております。お手元にお配りしております報告案件1-1の資料に沿って説明させていただきます。まず、1の変更点についてですが、立地適正化計画の休廃止届の追記でございます。都市再生特別措置法が本年4月25日に改正され、立地適正化計画の届出制度の1つとして休廃止届が設けられました。内容につきましては、資料の報告案件1-2をご覧ください。朱書きでお示ししております6.1居住誘導都市機能誘導に係る届出、本文3段目にありますとおり、都市機能誘導区域内で設定された都市機能誘導施設を休止し又は廃止しようとする場合は、休廃止の届出が義務付けられるようになりました。これを受けまして、吹田市立地適正化計画の6届出制度の一部を変更するものでございます。

具体的には、先ほど説明いたしました朱書き部の6.1居住誘導都市機能誘導に係る届出、本文3段落目、表6.1届出対象の行為、最下段裏面になります。6.2届出の手順中の表6.2の4列目につきまして追記する予定でございます。また、併せて

文言修正等を行う予定でございます。こちらにつきましては、本審議会での報告後、速やかに変更させていただく予定でございます。

報告案件1-1の資料にお戻りいただきたいと存じます。次に2の改定予定についてでございますが、こちらは立地適正化計画の改定になります。本年9月に国土交通省の立地適正化計画に関わるハザードに関するヒアリングがございまして、その中で助言指導をいただきました。これを受け、本市におきまして吹田市立地適正化計画の防災面に関する点につきまして改定を検討するものでございます。具体的には土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域を居住誘導区域から除外し、また浸水想定区域に対する主にソフト面での防災対策の記述の検討を行う予定でございます。今後の改定スケジュールでございますが、3のスケジュールについてをご覧ください。本審議会の後、改定作業を進めまして11月下旬の次回都市計画審議会にて改定素案の報告をさせていただく予定でございます。次に12月から来年1月にかけてパブリックコメントを実施する予定でございます。その後、2月下旬の都市計画審議会にて改定案を諮問いたしまして、3月下旬に公表させていただきたいと考えております。報告は以上でございます。

○吉田会長 一枚物の報告案件1-1っていうのがありまして、まず最初は、立適と略称する立地適正化計画ここでご了承いただいて公表していくわけですが、ちょっと一部修正諮ったほうが良いということになったのは、変更、届出制度枠組みのところに、誘導施設等を休止したり廃止したりする場合も届出が必要になったっていうので、それをちょっと追記させていただきますっていう報告でした。さらに実は国土交通省から二番目ですが、土砂災害ですね、これに関しての特別警戒と単なる警戒とあるわけですが、その区域を居住誘導区域の記述からこれは外すとしたほうがよいのだということを受けまして、あと浸水か、この台風どうのこうのってのが全部かかわるわけですが、防災対策の記述をやっぱり修正する必要があるということで、年度末、今度の年度末に向けてちょっとそこらの要請、国交省からの要請を、ご指摘も受けて

変えようということです。そのために、一番下にスケジュールが出されておりますように、きょう10月入ったばかりですが、ここでスケジュールの報告今受けてるわけですが、どういうスケジュールを市当局で立てているかはそれをお読み取りください。パブリックコメントもとる形をとって、11月に素案報告、さらに最終的には2月段階でと。市の市議会の皆様方とのやりとりは12月にということで予定されていることでご報告を受けました。このご報告について何かご意見ご質問ある方、どうぞ、B委員。

○B委員 これ立地適正化計画を見ながらでないと、わかってる人しかわからんよ。だから、これ例えばやけど、届出制度、これ報告1-2とかくれてるけど、今都市機能誘導区域内で本市の場合、例えばニュータウン地区にはこういったものを、JR南はこういったものって言っても、うちが誘導施設を決めてますやんか。だから、そういう都市計画誘導区域内の誘導施設とかが今こういう形になってますよっていうものがサンプルであったほうが、資料としてあったほうがイメージがつきやすいですやろし、もちろんこれパブリックコメントとかするって言うても、今、土砂災害特別警戒区域が今ここにあるとといったものやなんかも、見てわかってるほうがわかりやすいんであって、やっぱり見せ方、知らせ方っていうのをきちんと考えへんかったら、きょうも委員さんの、これ机に、これ何、これ都市マスと都計は置いてるけど、ほんまはほんまは立適を置いとったらまた見比べれんねんけどな。やっぱりそういったところも、もうちょっと配慮せえへんかったら、こんなん出してあんたらわからんでええねん、ふんふん言うとしてくれたらええねんみたいな感じの扱いはちょっと失礼やで。

パブリックコメントすんねやったら、きちっとそれはわかるように、私たちよりわかってない人たちやねんから、わかるようにしてもらおうということ、それには最低限度今実際こういう形でっていうのは絶対必要やから、それも今回すごい怠ってると思う。何かすごい失礼なやり方やなって思う。

○吉田会長 ご指摘が当たってる側面、僕もあると思いますので、報告1の微修正っていうか、微変更っていうか、これについてはこれがあるわけですよ。このページをこういう形でオレンジ書き足してもらいます、報告終わりなんですよね。2番目のこの次年度に向けてのスケジュールにも関連する国交省からの指摘を受けてっていうこれも該当ページね、既存の立適の該当ページみたいなので、一応原案としてはこんな、そうか、これは11月にやるつもりっていうことになるのかな。

○B委員 該当ページありますから。

○吉田会長 一応あるっちゃある。それがあつたほうが、それをちょっと今のところ11月までにこんな形に変えようと思っいてみたいなことまでちょっと報告されると、ああ、わかりました。じゃあ11月待ちましようってことになるけど、ぼつとそれだけ言われでこういうステージで進めます終わりって言われると、ちょっと説明が不十分、あるいは資料が不十分というご指摘はちょっと当たっているかなと思いますので、受けとめてください。

B委員、スケジュールに出ますように、11月に改めて出てくるってこととお受けとめていただいて、きょうにあつたほうがよかつたっていう指摘は当たってるかと思っていますので、私のほうからも要望いたします。ということで、ほかにご報告について何かご質問ございませんか。ほかにごございませんか。

スケジュールは後で重ねて言っただけのんでしょうね、次回の報告っていうか。

○菅参事 はい。

○吉田会長 じゃあ審議会としての2つの審議事項及び1つの報告事項はこれで終えたと思います。皆様、ご協力ありがとうございました。

では、残りの時間事務局のほうからお願いします。

○菅参事 ありがとうございました。では、事務局から連絡事項を申し上げます。次回以降の開催予定の日程につきまして、ご連絡させていただきます。第2回は11月22日木曜日午後2時から、場所は全員協議会室で行います。

○吉田会長 どこ。この建物。

○菅参事 いや、この建物の議会棟の4階の。

○吉田会長 中層。

○菅参事 はい。また、ご案内さしあげますが、この場所ではなく11月22日木曜日に午後2時から議会があります棟の4階全員協議会室を予定しております。また、第3回につきまして、来年、平成31年2月21日木曜日午後2時から、ここ特別会議室で予定しております。委員の皆様、お忙しいところ大変恐れ入りますが、ご予定をよろしくお願いいたします。詳細につきましては、またご案内を事務局からお送りさせていただきます。

○吉田会長 はい。11月22日と2月21日については、先ほどのスケジュール表に打ち込まれてます。いずれも2時っていうことですね。

○菅参事 はい。

○吉田会長 終わりですか。

○菅参事 はい、終わりです。

○吉田会長 どうも皆様ありがとうございました。4時前に終われました。

(終了)